

2024人事院勧告・報告等に対する日高教声明

人事院は、8月8日、国会と内閣に対して、「月例給2.76% (11,183円)の引上げと、一時金支給月数0.10月分の引上げ」「寒冷地手当法の改正に関する勧告」「国家公務員育児休業法等の改正に関する意見の申出」「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」などを柱とする勧告並びに報告を行った。民間給与との比較では、月例給は2.76%、一時金は0.10月分の差となった。結果として、3年連続月例給・一時金ともに引上げとなった。

日高教は公務労協に結集するなか、人材確保の観点から、物価高や歴史的な円安が続いている社会情勢に鑑み、月例給については全世代にわたる引上げ、一時金については支給月数の引上げを求めてきた。月例給については、全世代の引上げとはなかったが、初任給を始め若年層に重きを置き、そこから年齢に応じて改定率を逡減させているため、約30年間給料が増えなかった中高年齢層には十分な改定が行われず到底納得できるものではない。今後、各単組が人事委員会交渉を行っていくうえで、中高年齢層の給与についてはしっかりと交渉されたい。一時金については民間賞与の客観的な支給実態にもとづくものであり、3年連続で支給月数増となったが、教員不足のなか、過酷な勤務を続けている教職員においては十分とは言えない。

人材確保において、教員のなり手不足が深刻化しており現場への大きな負担となっている。自治体によっては選考試験を簡略化したり、秋季にも実施したりするなど、工夫を講じているが、教員のなり手不足は解消されず、教員の確保とともに教員の質が課題となっている。現在、精神疾患で休職している教職員は6,539人となっており、労働環境や働き方改革に資する取り組みが急務である。

人材の確保の面で懸念となっているのが、教職員の長時間勤務の是正であり、客観的記録を基礎とした長時間勤務・持ち帰り仕事の適切な管理は必要不可欠である。特に高校における部活動は各学校の実情に応じて取り組むとされており、放課後や休日に行われている部活動は明らかに時間外勤務となっている。そのため、部活動の地域移行や部活動指導における兼職兼業ができる環境を早急に整備していかなければならない。

日高教は、文科省が中等教育後期(高校教育)においてもしっかりと責任をもって対処するよう、教育基本法の「教育の実施に関する基本(第2章)に中等教育後期(高校教育)の項目新設」を求め、さらに教員定数増に向けて「教職員標準業務項目・標準時間(仮称)」を定数標準法に定めるよう取り組みを行っている。働き方改革を推し進めるなかで、小中学校と同様に高校・特別支援学校においても、働きやすい職場環境を構築し、教師が魅力ある職業となるよう取り組まなければならない。

地方公務員である教育公務員の給与及び待遇については、人事委員会勧告に向けて、過酷な勤務実態や教職員の職務の特殊性に応じた勧告となるよう、教職員のおかれている現状について各単組を通じて人事委員会にしっかりと伝えていく。そのために、日高教は全国人事委員会連合会に対し、高校教員の賃金実態の精確な反映とともに、すべての教職員の職責に見合った給与水準確保、給与等の地域間格差による人材確保の懸念解消、さらには、働き方改革に向けた実効性ある取り組みを、人事管理上の課題として人事委員会に言及させるとともに、その実現に向けた対応を強く求めていく。

日高教は、高校・中等教育学校及び特別支援学校教職員が組織する唯一の団体として、構成単組及び公務労協に結集する全国の仲間とともに、教職員一人ひとりが躍動でき誰もが幸せになれる教育環境の整備に向けて取り組みを強化していく。

2024年8月8日

日本高等学校教職員組合